

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
9	母子保健法に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

浦安市は、母子保健法の事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減するために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

浦安市長

## 公表日

令和7年12月4日

[令和7年5月 様式2]

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	母子保健法に関する事務
②事務の概要	<p>母子保健法及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)(以下「番号法」という。)に基づき、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <p>①母子保健に関する相談及び支援に関する事務 ②保健指導の実施又は保健指導を受けることの勧奨に関する事務 ③新生児の訪問指導の実施に関する事務 ④健康診査の実施又は健康診査を受けることの勧奨に関する事務 ⑤妊娠の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査に関する事務 ⑥母子健康手帳の交付に関する事務 ⑦妊娠婦の訪問指導の実施又は診療を受けることの勧奨に関する事務 ⑧産後ケア事業の実施に関する事務 ⑨低体重児の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査に関する事務 ⑩未熟児の訪問指導の実施に関する事務 ⑪養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給に関する事務、養育医療券に関する事務、費用の徴収に関する事務 ⑫こども家庭センターの事業の実施に関する事務 ⑬子育てワンストップサービス 1)マイナポータルを通じて利用できるサービス検索・電子申請機能により、届出等の書類を受領する。</p>
③システムの名称	①健康管理システム ②統合連携DBサーバ ③団体内統合宛名システム ④中間サーバー-GW ⑤中間サーバー ⑥サービス検索・電子申請機能
2. 特定個人情報ファイル名	
(1)保健指導ファイル (2)新生児訪問ファイル (3)健康診査ファイル (4)妊娠届出・母子健康手帳交付ファイル (5)妊娠婦訪問指導ファイル (6)低体重児・未熟児養育医療ファイル (7)統合連携DBファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表 70の項 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日命令第5号)第40条

#### 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	[ 実施する ]	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠		(情報照会の根拠) ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表96の項 (情報提供の根拠) ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表42、80の項

#### 5. 評価実施機関における担当部署

①部署	健康こども部母子保健課
②所属長の役職名	母子保健課長

#### 6. 他の評価実施機関


#### 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先	郵便番号279-8501 千葉県浦安市猫実一丁目1番1号 浦安市総務部法務文書課(情報公開室)
-----	---

#### 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先	郵便番号279-8501 千葉県浦安市猫実一丁目1番1号 浦安市健康こども部母子保健課 電話番号 047-351-1111
-----	--

#### 9. 規則第9条第2項の適用

[ ]適用した

適用した理由	
--------	--

## II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年10月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年10月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類			
[ 基礎項目評価書 ]	<選択肢>	1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書	
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。			
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)			
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢>	1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用			
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢>	1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢>	1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[ ○ ]委託しない	
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢>	1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[ ○ ]提供・移転しない	
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢>	1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[ ]接続しない(入手)	[ ]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢>	1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢>	1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

## 7. 特定個人情報の保管・消去

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[      十分である      ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<h2>8. 人手を介在させる作業</h2>		[      ]人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[      十分である      ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	・住基ネット照会によりマイナンバーを取得するのではなく、申請者からマイナンバーの提供を受け、その上で記載されたマイナンバーの真正性確認をおこなっている。	

## 9. 監査

実施の有無 [  ] 自己点検 [  ] 内部監査 [  ] 外部監査

## 10. 従業者に対する教育・啓発

従業者に対する教育・啓発 [  ] 十分に行っている [  ] <選択肢>  
1) 特に力を入れて行っている  
2) 十分に行っている  
3) 十分に行っていない

## 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [ ] 全項目評価又は重点項目評価を実施する

最も優先度が高いと考えられる対策	[ <input type="radio"/> ] 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 ] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
	[ <input type="radio"/> ] 十分である ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
当該対策は十分か【再掲】	
判断の根拠	住基照会によりマイナンバーを取得するのではなく、申請者から申請書にてマイナンバーの提供を受け、確認している。 紐づけや入力が必要な作業を行う際には、入力時の誤り等により特定個人情報が無関係のものと紐づけられることのないよう、複数人での確認の上、入力等を行っている。人為的なミスへの対策のため、対策を継続的に取り組むことで、リスクを最小限にとどめるよう努めているため。

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年8月1日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	情報公開コーナー	情報公開室	事後	
令和1年6月28日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	健康福祉部健康増進課	健康こども部母子保健課	事後	
令和1年6月28日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	健康増進課長 町山 貴秀	母子保健課長	事後	
令和1年6月28日	”I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先”	総務課	法務文書課	事後	
令和1年6月28日	I 関連情報 B. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ連絡先	健康福祉部健康増進課	健康こども部母子保健課	事後	
令和1年6月28日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成27年1月31日 時点	平成31年1月31日 時点	事後	評価再実施に伴う変更
令和1年6月28日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成27年1月31日 時点	平成31年1月31日 時点	事後	評価再実施に伴う変更
令和1年6月28日	IVリスク対策		追加	事後	様式変更のため
令和3年8月13日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務		⑩母子健康包括支援センターの事業の実施に関する事務	事後	
令和3年10月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠):(26、56の2、87の項)(別表第二における情報照会の根拠):(70の項)  番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日命令第7号)(別表第二における情報提供の根拠):(第19条、第30条、第44条)(別表第二における情報照会の根拠):(第39条)	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠):(26、56の2、69の2、87の項)(別表第二における情報照会の根拠):(69の2、70の項)  番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日命令第7号)(別表第二における情報提供の根拠):(第19条、第30条、第38条の3、第44条)(別表第二における情報照会の根拠):(第38条の3、第39条)	事後	番号法の一部改正に伴う変更になるため、重要な変更に該当しない。
令和5年11月22日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	母子保健法及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)(以下「番号法」という。)に基づき、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。  ①保健指導の実施又は保健指導を受けることの勧奨に関する事務 ②新生児の訪問指導の実施に関する事務 ③健康診査の実施又は健康診査の実施もしくは健康診査を受けることの勧奨に関する事務 ④妊娠の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査に関する事務 ⑤母子健康手帳の交付に関する事務 ⑥妊娠婦の訪問指導の実施又は診療を受けることの勧奨に関する事務 ⑦低体重児の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査に関する事務 ⑧未熟児の訪問指導の実施に関する事務 ⑨養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給に関する事務、費用の徴収に関する事務 ⑩母子健康包括支援センターの事業の実施に関する事務	母子保健法及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)(以下「番号法」という。)に基づき、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。  ①保健指導の実施又は保健指導を受けることの勧奨に関する事務 ②新生児の訪問指導の実施に関する事務 ③健康診査の実施又は健康診査を受けることの勧奨に関する事務 ④妊娠の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査に関する事務 ⑤母子健康手帳の交付に関する事務 ⑥妊娠婦の訪問指導の実施又は診療を受けることの勧奨に関する事務 ⑦低体重児の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査に関する事務 ⑧未熟児の訪問指導の実施に関する事務 ⑨養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給に関する事務、費用の徴収に関する事務 ⑩母子健康包括支援センターの事業の実施に関する事務 ⑪子育てワントップサービス 1)マイナポータルを通じて利用できるサービス検索・電子申請機能により、届出等の書類を受領する。	事後	評価再実施に伴う変更
令和5年11月22日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	①健康管理システム ②統合連携DBサーバ ③団体内統合宛名システム ④中間サーバーGW ⑤中間サーバー	①健康管理システム ②統合連携DBサーバ ③団体内統合宛名システム ④中間サーバーGW ⑤中間サーバー ⑥サービス検索・電子申請機能	事後	評価再実施に伴う変更
令和5年11月22日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成31年1月31日 時点	令和5年10月20日 時点	事後	評価再実施に伴う変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年11月22日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成31年1月31日 時点	令和5年10月20日 時点	事後	評価再実施に伴う変更
令和7年12月4日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	<p>①保健指導の実施又は保健指導を受けることの勧奨に関する事務</p> <p>②新生児の訪問指導の実施に関する事務</p> <p>③健康診査の実施又は健康診査を受けることの勧奨に関する事務</p> <p>④妊娠の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査に関する事務</p> <p>⑤母子健康手帳の交付に関する事務</p> <p>⑥妊娠婦の訪問指導の実施又は診療を受けることの勧奨に関する事務</p> <p>⑦低体重児の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査に関する事務</p> <p>⑧未熟児の訪問指導の実施に関する事務</p> <p>⑨養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給に関する事務、費用の徴収に関する事務</p> <p>⑩母子健康包括支援センターの事業の実施に関する事務</p> <p>⑪子育てワンストップサービス</p> <p>1) マイナポータルを通じて利用できるサービス検索・電子申請機能により、届出等の書類を受領する。</p>	<p>①母子保健に関する相談及び支援に関する事務</p> <p>②保健指導の実施又は保健指導を受けることの勧奨に関する事務</p> <p>③新生児の訪問指導の実施に関する事務</p> <p>④健康診査の実施又は健康診査を受けることの勧奨に関する事務</p> <p>⑤妊娠の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査に関する事務</p> <p>⑥母子健康手帳の交付に関する事務</p> <p>⑦妊娠婦の訪問指導の実施又は診療を受けることの勧奨に関する事務</p> <p>⑧産後ケア事業の実施に関する事務</p> <p>⑨低体重児の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査に関する事務</p> <p>⑩未熟児の訪問指導の実施に関する事務</p> <p>⑪養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給に関する事務、養育医療券に関する事務、費用の徴収に関する事務</p> <p>⑫こども家庭センターの事業の実施に関する事務</p> <p>⑬子育てワンストップサービス</p> <p>1) マイナポータルを通じて利用できるサービス検索・電子申請機能により、届出等の書類を受領する。</p>	事後	
令和7年12月4日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	<p>・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) (26, 56の2, 69の2, 87の項) (別表第二における情報照会の根拠) (69の2, 70の項)</p> <p>番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日命令第7号) (別表第二における情報提供の根拠) (第19条、第30条、第38条の3、第44条) (別表第二における情報照会の根拠) (第38条の3、第39条)</p>	<p>(情報照会の根拠)</p> <p>・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表96の項 (情報提供の根拠)</p> <p>・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表42、80の項</p>	事後	番号法の一部改正に伴う変更
令和7年12月4日	II しきい値判断項目 1. 対象人數 いつ時点の計数か	令和5年10月20日 時点	令和7年10月1日 時点	事後	評価再実施に伴う変更
令和7年12月4日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和5年10月20日 時点	令和7年10月1日 時点	事後	評価再実施に伴う変更